省令

○農林水産省令第九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第一項第四号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及びはるみ」を「、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第二十八号及び甘平」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。